

「さいたまけん★こどものこえ」 だいぼしゅう メンバー大募集

こどもの皆さんの意見を聴き、埼玉県をもっとよくなるために、「さいたまけん★こどものこえ」メンバーを募集します。

いつからいつまで？ 令和8年6月1日から7月31日まで

だれができるの？ ・小学生・中学生・高校生くらいの年齢のこども
・小中高生・未就学児の保護者・養育者の方

なにををするの？ スマートフォンやパソコンでアンケートに答えてください。
3回以上アンケートに答えると、アマゾンギフトカードが1,000円分もらえます。
(小学生は、図書カード)

どうやって申込みの？ 県のホームページにある「応募フォーム」から申込みてください。
もっとくわしく聞きたいときは「県子ども政策課政策推進担当」
☎048 (830) 3269に電話してください。



県ホームページ

問合せ 県子ども政策課政策推進担当
☎048 (830) 3269

まなびピア ～飴細工のひみつを知ろう！～

飴細工師の実演や、動物飴・飴風船作りの体験を通して、飴細工の「ひみつ」を学びます。

日時 7月18日(土) 10時～11時30分 (受付9時30分～)
13時30分～15時 (受付13時～)

場所 すぎとピア2階 多目的ホール

対象 町内の小学生と保護者(保護者1名同伴)
※昨年参加された方は申込みできません。

定員 各回20名(小学生10名・保護者10名)

費用 無料

申込期間 6月15日(月)～6月30日(火)
(定員になり次第締切)

申込方法 電話またはすぎとピア窓口で申込
その他 飴細工師が作った飴細工のお土産付き

申込・問合せ すぎとピア ☎ (33) 8192

講演会 「青少年を犯罪に巻き込まないために ～闇バイト・SNSトラブルの現状～」

闇バイトやネット犯罪など、青少年が被害者・加害者となりうる近年の犯罪について、その実態や地域でできる対策などをわかりやすく解説します。

日時 6月29日(月) 14時30分～16時

場所 すぎとピア2階 多目的ホール

講師 杉戸警察署生活安全課 課長 坪 敬之 氏

その他 入場無料、事前申込不要

主催 杉戸町青少年健全育成連絡協議会

問合せ 社会教育課 社会教育担当
内線484

国民健康保険加入者の方へ 特定健診集団健診(がん検診同時実施)の 電話・窓口予約を開始します

特定健診は国が定めた年に一度の健康診断です。対象者へ6月中旬に受診券を送付します。同封の案内をご覧の上、ぜひ受診してください。定員になり次第締切りますので、お早めにご予約ください。

電話予約

日時 7月2日(木) 9時～15時 予約専用電話(臨時) ☎ (37) 3363
7月2日(木) 15時～ 保健センター ☎ (34) 1188 (土日祝を除く)

窓口予約

日時 7月2日(木) 9時～
(土日祝を除く)

場所 保健センター

問合せ 町民課 国民健康保険担当
内線454・457

子育て関連制度・手当

申請・問合せ 子育て支援課 子育て支援担当
内線265・279

児童手当

対象 日本国内に居住している0歳～高校生年代まで(18歳到達後の最初の3月31日まで)の児童を監護・養育しており、杉戸町に住民登録のある父母等のうち、生計の中心となる方
公務員(独立行政法人)の方は、勤務先にご確認ください。

現況届の提出 次の方は現況届の提出案内が送付されます。提出がないと手当を受給できません。

- ・児童と別居している方
- ・離婚協議中等で配偶者と別居と申請している方
- ・配偶者からの暴力等により、当町以外に住民票があるが、当町から児童手当を受けている方
- ・その他、当町から現況届の提出案内があった方

各種手続き 受給者やその配偶者・児童について、状況が変わったときは手続きが必要です。

- ・転出・転入・転居したとき
- ・氏名が変わったとき
- ・出生・死亡したとき等



児童扶養手当

対象 父母の離婚、死亡などによって父または母と生計を同じくしていない18歳到達後の最初の3月31日までの児童を育てている方(児童に一定の障がいがある場合は20歳未満まで)
児童を育てている父または母に一定の障がいがある方

申請 随時受付
認定月の翌月分から支給

支給 年6回(奇数月)、前月分まで
まとめて支給



特別児童扶養手当

対象 精神または身体に一定の障がいのある20歳未満の児童を育てている方のうち、生計の中心となる方

申請 随時受付
認定月の翌月から支給

支給 年3回(4・8・11月)
支給



共通事項

- ・所得制限があります。詳しくは町ホームページをご覧ください。
- ・現在受給中の方も、毎年8月に更新が必要です。

こども医療費

お子さんが医療機関などで受診した医療費(保険診療分)の一部を支給する制度です。

対象 町内在住で保護者の健康保険に加入している18歳到達後の最初の3月31日までの児童

手続き 支給は申請日から。ただし、
出生日・転入日から15日以内に
手続をした場合、出生日・
転入日が支給開始日。



ひとり親家庭等医療費

母子・父子家庭等が医療機関などで受診した医療費(保険診療分)の一部を支給する制度です。

対象 18歳到達後の最初の3月31日までの児童(一定の障がいがある場合は20歳未満)と監護する母(父)、養育者
※児童扶養手当に準じた所得制限があります。



共通事項

- ・加入している健康保険や住所等が変わった場合には、変更届が必要です。
- ・幼稚園・保育園・学校等でけがをした場合、通常、日本スポーツ振興センターの災害給付金の対象となります。こども医療費・ひとり親家庭等医療費の受給資格証等は使用しないでください。誤って受給資格証等を使用してしまった場合、返還の対象となることがあります。